令 和 ８ 年 第 １ ０ 回
箕面市教育委員会定例会
議案書

令和８年１０月２９日

午後３時

箕面市役所本館３階委員会室

箕　面　市　教　育　委　員　会

令和８年第１０回箕面市教育委員会定例会

日程	議案番号	付議案件
第　1		会議録署名委員の指定
第　2		令和８年第９回箕面市教育委員会会議録の承認
第　3		教育長報告
第　4	議案第８５号	みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱改正の件
第　5	議案第８６号	箕面市教育活動推進費交付金交付要綱改正の件
第　6	議案第８７号	箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件
第　7	報告第９４号	箕面市教育委員会人事発令の件
第　8	報告第９５号	箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件
第　9	議案第８８号	箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件
第１０	報告第９６号	生徒指導の件

教 育 長 報 告

教育委員会活動報告

1　教育委員会委員

月	日	曜日	所　管　行　事	場　　所	概　　要
9	17	木	教育委員会協議	本館2階特別会議室	
			令和8年第9回教育委員会定例会		
9	29	火	教育委員会協議	オンライン	
10	6	火	教育委員会協議	オンライン	
10	13	火	教育委員会協議	オンライン	
10	17	土	体育祭	各中学校、各小中一貫校	
10	20	火	教育委員会協議	オンライン	
10	23	金	東小学校校内教育支援ルーム視察	東小学校	
			フレンズ（教育支援センター）視察	らいとぴあ21	

2　教育長

項　　目	内　　容
令和8年第3回 箕面市議会定例会	会期　令和８年９月４日から１０月２３日まで 本会議　第１日：　９　月　４　日 第２日：１０月１４日 第３日：１０月１５日 第４日：１０月１９日 第５日：１０月２０日 文教常任委員会：　９　月　８　日 決算審査：　９　月２４日
文教常任委員会 （決算審査） 〈9月24日〉	質問項目 〈学校教育部〉 ○　小学校管理事業・中学校管理事業について ○　小学校管理事業について ○　教員チャレンジサポート事業について ○　教職員人事室一般事務経費について ○　日本語指導支援事業について ○　支援教育充実検討委員会運営事業について ○　学力保障・学習支援事業について ○　若者相談・支援等事業について ○　こども会育成推進事業・青少年関係団体育成事業について ○　箕面学力・体力・生活状況総合調査実施事業について ○　青少年補導員設置事業について 〈子ども未来部〉 ○　保育士確保対策支援事業について ○　広域的保育所等利用事業について ○　発達支援事業について ○　児童発達支援センター診療所事業について ○　見守りおむつ定期便事業について
一般質問	質問項目 〈学校教育部〉 ○　不登校支援から考える「多様な学び・育ちの場」について ○　子どもの学びと安全を支える教育委員会のあり方について ○　児童生徒の生成ＡＩ利用に関するルール整備について ○　学校給食における牛乳の飲み残しから考える食品ロスと食育について ○　子どもたちの登下校の安全について 〈子ども未来部〉 ○　箕面市の待機児童対策と北部地域の保育事情について

教育行政の課題等	○ 大阪府都市教育長協議会　10月定例会 日時　令和8年10月2日（金）　午後3時～5時 場所　ホテル アウィーナ大阪 内容　（1）連絡事項 （2）今後の日程 （3）情報交換　南河内地区（河内長野市）より ○ 近畿都市教育長協議会研究協議会(研修会) 日時　令和8年10月22日（木）午後1時30分～23日（金）午前11時30分 場所　兵庫県小野市うるおい交流館エクラ　交流ホール テーマ『学校へ行く目的を再考する』～魅力ある学校づくりを考える～ 内容　（1）開会式 （2）講演 演題「スマホ時代の子どもをどう育てるか」～脳科学から見た学校の役割～ 講師　東北大学　川島　隆太教授 （3）情報交換会 事例発表　大津市教育委員会、田辺市教育委員会及び川西市教育委員会 （4）閉会式 （5）交流会 （6）講演 演題「北播磨と豊臣兄弟！」 講師　小野市立好古館館長　粕谷 修一氏 （7）体験型アトラクション そろばん製作体験 ○ 大阪府豊能地区教職員人事協議会 令和8年度第3回会議、令和8年度第1回幹事会会議、令和8年度第2回校長・教頭・指導主事選考委員会 日時　令和8年10月27日（火）　午後2時～4時 場所　豊中市教育委員会　教育委員室　（豊中市役所第一庁舎6階） 内容　予算、人事交流、及び校長・教頭・指導主事選考委員会

行事報告

〈学校教育・子育て関係〉

月	日	曜日	所管行事	場所	概要	
9	28	月	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会（新規ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理	31人
10	7	水	園長会（幼稚園・認定こども園）	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・行事等について	4人
			所長会（保育所・認定こども園）	別館2階厚生室	・事務連絡 ・相談・苦情・事故報告について ・各部会等の報告について ・職員研修会について	8人
			園所長会	別館2階厚生室	・事務連絡 ・職員研修会について ・行事について ・安全面の共有について	4人
10	10	土	運動会（保育所・幼稚園・認定こども園）	各園所		
10	17	土	体育祭（中学校） 運動会（小中一貫校）	各中学校 各小中一貫校		

10	20	火	第4回イキイキさわやかに学ぶ会	オンライン	子育てに役立つポジティブ行動支援 ～家庭内の「困ったなぁ」を解決するには～ 45人
10	22	木	箕面市要保護児童対策協議会児童虐待部会（新規ケース）	本館2階特別会議室	児童虐待事例の進行管理 25人
			スケアード・ストレート自転車安全教室	第五中学校 第二中学校	「自転車のヒヤリ・ハット事例」体験
10	23	金	スケアード・ストレート自転車安全教室	第六中学校 彩都の丘学園	
10	26	月	教頭運営会議	オンライン	令和8年度 箕面市体力・運動能力、運動習慣等調査の結果概要について　他

議案第８５号

みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱改正の件

みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
年度途中にみのお地域クラブ活動の認定を受けた団体についても、みのお地域クラブ創設支援補助金を活用しやすい仕組みを設けることで、みのお地域クラブへの参入を促進するため、みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱（令和８年箕面市教育委員会訓令第３号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓令第　　号

学校教育部長

みのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱（令和八年箕面市教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花 印

第三条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第五条第二項若しくは同条第五項の規定により補助対象期間が短縮された場合又は同条第三項後段若しくは同条第六項後段の規定による補助対象期間である場合であって、当該補助対象期間が六月に満たないときの補助金の限度額は、別表第二のとおりとする。

第四条中「次条第三項」の下に「、第四項又は第六項」を加える。

第五条第四項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、補助対象者は満了日の属する月の翌月の末日までに第六条の申請をしなければならない。

第五条に次の一項を加える。

6　前項の規定により延長した補助対象期間が短縮された補助対象者は、翌年度の初日から四月三十日までの間に、第六条の申請をしなければならない。この場合における補助対象期間は、当該翌年度の初日から起算して当該短縮された期間に相当する期間を経過する日までの間とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第三条関係）

補助対象期間	活動回数	補助の限度額
一月	三回以上五回以下	三万四千円
	六回以上九回以下	六万四千円
	十回以上	九万三千円
二月	六回以上十二回以下	六万八千円
	十三回以上十九回以下	十二万八千円
	二十回以上	十八万六千円
三月	十回以上二十回以下	十万二千円
	二十一回以上三十回以下	十九万二千円
	三十一回以上	二十七万九千円
四月	十四回以上二十七回以下	十三万六千円
	二十八回以上四十一回以下	二十五万六千円
	四十二回以上	三十七万二千円
五月	十七回以上三十四回以下	十七万円
	三十五回以上五十一回以下	三十二万円
	五十二回以上	四十六万五千円

備考

一　補助金の限度額は、補助対象者が補助対象期間において実施したみのお地域クラブ活動の回数に応じ、補助の限度額の欄に定める額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

二　前号の規定にかかわらず、補助対象者が指導人材一名でみのお地域クラブ活動を実施した場合の補助金の限度額は、それぞれ補

助の限度額の欄に定める額に二分の一を乗じて得た額（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

様式第四号中「箕面市指令子第　　号」を「　　第　　号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、訓令の日から施行し、改正後のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱の規定は、令和八年十一月一日から適用する。

（経過措置）

2　改正前のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱第五条第四項の規定によりなされた延長の手続は、改正後のみのお地域クラブ創設支援補助金交付要綱第五条第四項の規定によりなされた延長の手続とみなす。

議案第８６号

箕面市教育活動推進費交付金交付要綱改正の件

箕面市教育活動推進費交付金交付要綱の一部を下記のとおり改正する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
決定通知書の指令番号を文書番号に改め、公印の押印を省略するとともに、その他の様式への押印を不要とするため、箕面市教育活動推進費交付金交付要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓達第４号）の一部改正を提案するものである。

箕面市教育委員会訓達第　　号

学校教育部長

箕面市教育活動推進費交付金交付要綱（平成１４年箕面市教育委員会訓達第４号）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　渡　部　清　花印

第４条第１項中「第３条第１項」を「前条第１項」に、「箕面市教育活動推進費交付金交付決定書」を「箕面市教育活動推進費交付金交付決定通知書」に改め、同条第２項中「に請求書（様式第３号）を添えて教育長に提出する」を「を教育長に提出し、交付金の請求を行う」に改める。

第５条中「の定める請求書の提出」を「による請求」に改める。

第７条中「様式第４号」を「様式第３号」に改める。

第８条中「を受けた」を削り、「様式第５号」を「様式第４号」に改める。

様式第１号から様式第４号までを次のように改める。

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

（団体名）
（代表者）　　様

箕面市教育委員会教育長　氏　　名
（公印省略）

箕面市教育活動推進費交付金交付決定通知書

箕面市教育活動推進費交付金について、箕面市教育活動推進費交付金交付要綱第４条第１項の規定により、下記のとおり交付することを通知します。

記

交付額	円
備考	

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　様

団体名
代表名

箕面市教育活動推進費交付金実施計画書

　　年度において、標記の交付金について、箕面市教育活動推進費交付金交付要綱第４条第２項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

１　事業計画

２　収支予算（案）

様式第3号(第7条関係)

箕面市教育活動推進費交付金出納簿

項番	出納年月日	摘要	収入額	支出額	残額

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

箕面市教育委員会教育長　様

団体名
代表者

箕面市教育活動推進費交付金実績報告書

標記の事業を下記のとおり実施したので、箕面市教育活動推進費交付金交付要綱第８条の規定により、報告いたします。

記

１　事業実績

２　収支決算

様式第５号を削る。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、訓達の日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の箕面市教育活動推進費交付金交付要綱第４条の規定によりなされた交付の決定及び請求は、改正後の箕面市教育活動推進費交付金交付要綱第４条の規定によりなされた交付の決定及び請求とみなす。

３　この要綱の施行の際、改正前の様式第４号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

議案第８７号

箕面市奨学生選考委員会委員解職及び任命の件

箕面市奨学生選考委員会委員を下記のとおり解職し、及び任命する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別記のとおり

（提案理由）
箕面市奨学生選考委員会委員から辞職願が提出されたので、これを承認のうえ解職し、その後任として新たな委員を任命する必要が生じたため、箕面市奨学資金基金条例（平成２１年箕面市条例第１０号）第２条の２第３項及び第４項ただし書の規定に基づき、提案するものである。

【別記】
箕面市奨学生選考委員会委員

解職する委員

氏　　名　　中西　智子（なかにし　ともこ）
住　　所
生年月日
選出区分　　市議会議員
解 職 日　　令和８年１０月２０日

任命する委員

氏　　名　　大脇　典子（おおわき　のりこ）
住　　所
生年月日
選出区分　　市議会議員
任　　期　　令和８年１０月２９日から令和１０年４月３０日まで

報告第９４号

箕面市教育委員会人事発令の件

箕面市教育委員会の人事発令について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添１のとおり

（提案理由）
箕面市教育委員会において令和８年９月１日付け、同月１５日付け、同月１６日付け、同月１７日付け、同月２１日付け、同月３０日付け、同年１０月１日付け及び同月１５日付けで行った人事発令について報告するものである。

報告第９５号

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問の件

箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会への諮問について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１３年箕面市教育委員会規則第２５号）第３条第１項の規定に基づき、下記のとおり臨時に代理したので、同規則第３条第２項の規定により報告する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添２のとおり

（提案理由）
箕面市立学校職員の非違行為に対する処分を厳正に行うため、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規程（平成２４年箕面市教育委員会訓令第１７号）第２条第１項の規定に基づき、諮問したので、報告するものである。

議案第８８号

箕面市立学校職員の非違行為に関する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果及び同職員の処分の件

箕面市立学校職員の非違行為に対する箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会の審査結果について、下記のとおり報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添２のとおり

（提案理由）
箕面市立学校職員の非違行為に関する事件について、箕面市教育委員会職員分限懲戒審査委員会から審査結果の答申を受けたので報告するとともに、同職員の処分について協議のうえ決定するため、提案するものである。

報告第９６号

生徒指導の件

生徒指導の件について下記のとおり報告する。

令和８年（２０２６年）１０月２９日提出

箕面市教育委員会
教育長　渡　部　清　花

記

別添３のとおり

（提案理由）
生徒指導について、国の指針に基づき令和８年１０月１３日付けで箕面市長に対する報告を行ったので、報告するものである。